



犬・ねこの引取りが有料になります

現在、犬・ねこの引取りは無料で行っていますが、安易な飼養放棄の抑制、終生飼養の推進のため、平成20年10月1日から次のとおり有料となります。

生後91日以上 <small>の</small> 犬・ねこ	1頭（匹）につき 2,000円
生後91日未満 <small>の</small> 犬・ねこ	1頭（匹）につき 400円

※ 所有者の判明しない場合に限り、無料です。

- 手続き……役場生活環境課窓口にある所定の用紙に必要事項を記入し、愛媛県収入証紙を貼付して提出してください。愛媛県収入証紙は、役場会計課で販売しています。なお、印鑑（シャチハタ不可）をご持参ください。
- 引取りの場所・時刻……役場1階生活環境課 毎週月曜日 8時30分～17時30分（祝日、年末年始を除く）
- 犬の場合は、引取りに際し、鑑札と狂犬病予防注射済票を持参してください。

◇引取りを依頼する前に

- ・どうしても飼いきつていけませんか。
- ・新しい飼い主はいませんか。

◇引取られた犬・ねこの大部分は、殺処分されてしまいます。

◇不幸な動物を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

◇動物を捨てることは犯罪です。（50万円以下の罰金）

**ペットは大切な家族の一員です。
愛情をもって終生飼いましょう。**



問い合わせ 役場生活環境課 ☎985-4117

★郷土を美しくする清掃に参加しよう★★★★★

昭和45年から続いている「郷土を美しくする清掃」は、今年で39回目を迎えます。

町内の海岸、公園、道路など公共の場所にあるゴミ、空き缶や雑草などを取り除く清掃活動を今年も一斉に実施します。

自然と親しむ機会の多くなるこれからの季節を前に、皆様のご近所や事業所の周りも合わせて清掃し、私たちの町を自分たちで美しくしましょう。

★ 日 時 7月8日（火）14時から
（雨天の場合は中止し、延期はありません）

★ 清掃場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前城跡、義農公園、国道56号・県道、福德泉公園、町民グラウンド

★ 問い合わせ 役場生活環境課 ☎985-4117



▲塩屋海岸



▲義農公園